

# 市議会十二月定例会

市議会十二月定例会は、十二月十四日から二十一日までの九日間の会期で審議が行われました。市長の行政報告や主な議決事件についてお知らせします。

## 行政報告の概要

**事務事業の改善について**

- 本年度当初から、事務事業の全般的な見直しと計画立案に取り組み、現在は、その最終段階に入っています。
- 一月以降において、部外者で構成する委員会の意見を聞いて今年度中に決定したいと思えます。
- 本年度の市職員給与改定は、国家公務員に準じて、なるべく早く実施します。退職手当の改定については、検討中です。
- 都市計画、ごみ処理計画、産業振興計画、それらを総合した市の基本構想の改定は、明年度から本格的な作業に入ることとして、本年度から準備に入ります。

**教育施設工事について**

- 葛塚小学校建築工事の基礎グイの沈下については、建設省建築研究所の調査結果が出ました。校舎は、同一敷地内の別の場所に建築することとし、現在、地質調査と施工方法を検討しています。
- 早通中学校用地(二万九千五百三十三平方尺)の整地工事については、設計会社、地元、土地改良区などの協議を進めており、三月末に完工する予定です。
- 早通公民館は、十二月二十三日に完工検査を実施する予定です。その後、諸準備を整え、四月一日開館の計画です。市役所の早通出張所を併合したものととなります。



市議会12月定例会で行政報告をする石井市長(12月14日議場で)

**橋の架設工事について**

- 葛塚小学校の通学橋の架設は、県が施工中の新井郷川改修工事との関係で、二か年継続工事に変更します。これにより、工事費は、概ね一千万円減額される見込みです。
- 仏伝橋架設のための用地買収は、十二月末の契約成立をめざして交渉しています。この事業は、二か年継続事業にしたいと思えますが、三か年継続になるおそれもあり、ただ今、県と協議中です。

**川岸土地区画整理事業の完了について**

- 昭和四十一年に事業認可を受け、町施行で実施してきたこの事業は、去る十一月三十日に、県知事の換地計画の認可があり、本年度末に事業を終了します。

事業の概要は、次のとおりです

施行面積	九・六〇〇
総事業費	一億五、六五二万六千円
区画数	二一八区画
地権者数	一五五人
保留地契約者数	六六人

上水道事業について

○ 第六次拡張事業による配水管布設は、十五自治会の区域で行われ、このうち、内島見の四分の一と横井、笠柳、黒山の一部に枝線工事が残っています。給水が可能なのは約一千世帯であり、実際の給水申込みは、百十二世帯となっています。

○ 水道事業会計の収支差引単年度赤字見込額は、次のとおりです

昭和三十八年度	一億八、三〇一万九千円
昭和三十九年度	二億〇、二六九万一千円

○ 水道事業の徹底的な改革と財政計画について鋭意検討中であり、上水道拡張審議会にも諮って決定したいと思えます。この計画案は別に報告しますが、市政の重大問題ですので、議会の格別なご協力をお願いするものです。

**農業所得の地域区分について**

○ 農業委員会に諮問して答申を得、次のとおり決定しました。

	従前面積	改正面積	増減
1級地	256,270a	313,643a	57,373a
2級地	144,076	97,832	△46,244
3級地	16,136	11,243	△4,893
合計	416,482	422,718	6,236

○ 一級地と二級地との収量間差は二十一割、二級地と三級地とは十九割となります。

○ 畑については、従来どおり二区分です。

**新潟東港地区の上水道について**

- この地区の上水道は、従来、新発田市から一日二立方メートルの分水を受けていましたが、今後は東港地域用水供給企業団に加入して、一日一万二千三百五十立方メートルの供給を受けることについて県と関係市町とで検討しています。

**水田転作の実績について**

- 市の水田転作実績は、達成率

**消防団員を削減**

**消防団条例の一部を改正**

消防団条例の一部が改正され、消防団員の定数が、六百八十三人から五百八十九人に改められました。

この削減は、消防団の機動化整備に伴うもので、昭和五十七年一月一日から行われます。

このほか、報酬も改められ、団長は、現行年額五万五千円から五万九千円、副団長は三万三千円から三万九千円、団員は六千円から

**視聴覚ライブラリー設置条例**

豊栄市視聴覚ライブラリーは、新発田市立御免町小学校内に設置されていますが、新発田市などと共同設置のため、各市町村ごとに個別の設置条例を制定しています。今回の設置条例は、国庫補助をうける関係上のもので、

**豊栄団地内線などを市道に認定**

次の路線が、新しく市道に認定されました。総延長八、九七〇・四九メートルです。

- 豊栄団地内線一号から八号まで
- 公園(あじさい公園)道路一号
- 駅裏団地内線一号から三二号まで

## 四月から印鑑条例を改正

市の印鑑条例が、昭和五十七年四月一日から改正されることになりました。

印鑑条例は、いわば手続法と呼ばれていますが、今回の改正は、不正防止、事務の簡素化、市民の利便性を考慮し、現行条例を全文改正するものです。

主な改正点は、次のとおりです。

- 未成年者又は準禁治産者が印鑑の登録を受けようとするときは、法定代理人又は保佐人の同意書がいらなくなる。
- 印鑑の登録を受けようとする場合で、やむを得ず代理人に依頼

**印鑑登録証明発行の保護の制度を廃止します。**

現在、保護申請をしている人には、後日通知します。

- 氏名の変更等で、印鑑登録を職権でまっ消した場合は、本人に通知することになります。

**印鑑の登録変更(改印)の制度を廃止します。**

廃止申請してから登録の手続きを行うことになりました。

○ 印鑑登録を受けている印鑑を亡失したときは、直ちに廃止の申請をしなければならなくなります。また、印鑑登録証(手帳)を亡失したときも、直ちに亡失の届け出をしなければならなくなります。



印鑑登録風景(市民課受付で)



印鑑条例の改正や補正予算などを審議した市議会十二月定例会

